

福岡県職員倫理規則（平成十四年福岡県規則第十四号）
新旧対照表

改 正 後	現 行
（禁止行為） 第三条 職員は、<u>利害関係者又は議員（国会議員、都道府県議会議員及び市町村議会議員をいう。以下同じ。）（以下「利害関係者等」と総称する。）との間において、次に掲げる行為を行ってはならない。</u> 一 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 二 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。 三 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること（<u>利害関係者等の負担により行われる場合を含む。</u>）。 四 <u>利害関係者等以外の者</u>に対して負う債務について、債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。 五 無償で役務の提供を受けること（<u>利害関係者等の負担により行われる場合を含む。</u>）。 六 未公開株式（<u>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。</u>）を譲り受けること。 七 供応接待を受けること。 八 共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 2 前項の規定の適用については、職員が、<u>利害関係者等</u>から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者等から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。 3 （略）	（禁止行為） 第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 <u>利害関係者から</u>金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 二 <u>利害関係者から</u>金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。 三 <u>利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で</u>物品又は不動産の貸付けを受けること。 四 <u>利害関係者以外の者</u>に対して負う債務について、<u>利害関係者から</u>債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。 五 <u>利害関係者から、又は利害関係者の負担により、無償で</u>役務の提供を受けること。 六 <u>利害関係者から</u>未公開株式（<u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。</u>）を譲り受けること。 七 <u>利害関係者から</u>供応接待を受けること。 八 <u>利害関係者と</u>共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 2 前項の規定の適用については、職員が、<u>利害関係者</u>から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。 3 （略）

改正後	現行
<u>4 職員は、職員で組織する親睦団体において、次に掲げる行為を行ってはならない。</u> 一 <u>政党その他の政治団体に対し寄附をし、又は政党その他の政治団体が主催者となる会合の参加者に対し補助をすること。</u> 二 <u>議員及びその関係者に対し、贈答品を贈ること。</u> 三 <u>政党その他の政治団体が発行する機関紙、新聞等を購入すること。</u> <u>5 職員は、福岡県議会（以下「県議会」という。）における議会質問に関して、次に掲げる行為を行ってはならない。</u> 一 <u>福岡県議会議員（以下「県議会議員」という。）又は県議会の会派から提供された議会質問の情報を他の県議会議員又は県議会の会派に提供すること。</u> 二 <u>議会質問の原稿を作成すること。</u> （禁止行為の例外） 第四条 前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。 一 <u>利害関係者等から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。</u> 二 職務として<u>利害関係者等</u>を訪問した際に、当該<u>利害関係者等</u>から提供される物品を使用すること。 三 職務として<u>利害関係者等</u>を訪問した際に、当該<u>利害関係者等</u>から提供される自動車を利用すること（当該<u>利害関係者等</u>の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。 四 職務として出席した会議その他の会合において、<u>利害関係者等</u>から茶菓の提供を受けること。 五 職務として出席した会議において、<u>利害関係者等</u>から簡素な飲食物の提供を受け、又は<u>利害関係者等</u>と共に簡素な飲食をすること。 六 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、<u>利害関係者等</u>	（新設） （新設） （禁止行為の例外） 第四条 前条第一項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。 一 <u>利害関係者</u>から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。 二 職務として<u>利害関係者</u>を訪問した際に、当該<u>利害関係者</u>から提供される物品を使用すること。 三 職務として<u>利害関係者</u>を訪問した際に、当該<u>利害関係者</u>から提供される自動車を利用すること（当該<u>利害関係者</u>の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。 四 職務として出席した会議その他の会合において、<u>利害関係者</u>から茶菓の提供を受けること。 五 職務として出席した会議において、<u>利害関係者</u>から簡素な飲食物の提供を受け、又は<u>利害関係者</u>と共に簡素な飲食をすること。 六 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、<u>利害関係者</u>か

改 正 後	現 行
から飲食物の提供を受け、又は<u>利害関係者等</u>と共に飲食をすること。 2 前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者又は<u>議員</u>との間において、次に掲げる行為を行うことができる。 一・二 (略) 3 (略) (私的な関係等による禁止行為の例外) 第五条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、<u>利害関係者等</u>に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。 2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における<u>前項</u>の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。 (<u>利害関係者等</u>以外の者等との間における禁止行為) 第六条 職員は、<u>利害関係者等</u>に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。	ら飲食物の提供を受け、又は<u>利害関係者</u>と共に飲食をすること。 2 前項各号に掲げる行為のほか、職員は、第二条第一項第一号から第六号までに掲げる利害関係者との間において、次に掲げる行為を行うことができる。 一・二 (略) 3 (略) (私的な関係等による禁止行為の例外) 第五条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、<u>利害関係者</u>に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。 2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における<u>第一項</u>の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。）としての身分」とする。 (<u>利害関係者</u>以外の者等との間における禁止行為) 第六条 職員は、<u>利害関係者</u>に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

改 正 後	現 行
2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者等であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。 (倫理監督者への相談) 第七条 職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、<u>自己が利害関係者等</u>との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。	2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。 (倫理監督者への相談) 第七条 職員は、自己が行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、<u>自己が利害関係者</u>との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は自己が行おうとする行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。